

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 43(オ)1345	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 40(ネ)516
裁判年月日	昭和 44 年 6 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 12 月 25 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 95 号 515 頁		

判示事項	建物保護ニ関スル法律一条二項(昭和四一年法律第九三号による削除前のもの)は建物の朽廃以外の滅失の場合にも適用があるか
裁判要旨	建物保護に関する法律一条二項(昭和四一年法律第九三号による削除前のもの)は、建物の朽廃以外の滅失の場合にも適用がある。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人浦上一郎、同阿部甚吉の上告理由について。 所論指摘の事実関係に関する原審の認定判断は、 <u>原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができる。そして、原審の確定した事実関係のもとにおいては、上告人の本件土地に対する賃借権が建物保護法一条二項(昭和四一年法律第九三号による削除前のもの)の規定により対抗力を失い、また被上告人Bに所論の過失がないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 岩田誠 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 大隅健一郎)

※参考：判例タイムズ 237 号 160 頁、判例時報 566 号 57 頁